

令和5年度第12回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年3月15日（水）午後3時30分より三春交流館「まほら」ホワイエにおいて令和5年度第12回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
 - 1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
 - 4番 大内 将 6番 影山 忠夫 7番 内藤 保次
 - 8番 門馬 稔治 9番 小林 孝 10番 新田 俊男
 - 11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇 13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員
5番 加藤 不二夫
- 5 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件
 - 議案第39号 現況確認証明申請について
 - 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。
 - 1番 増子 弘子 委員
 - 2番 山口 陽一 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第 39 号 現況確認証明申請について

議 長： 「議案第 39 号 現況確認証明申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、山田地内杜のくまさんから北へ 100m のところ
です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 7 番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 12 日午前 9 時から、事務局、影山委員、増子推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、法面地であり農地として活用することは実質不可能な土地でした。また、特に管理等もされておらず、雑草等が伸び荒廃している状況でもありましたので、非農地証明の対象と判断されます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は、三春駅から南西へ 250m のところ
です。

事務局：（議案朗読）

議 長： 現地調査をした 1 2 番本田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1 2 番 本 田 儀 勇 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 8 日午後 3 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、東側を農地に、北側は雑種地に、西側は公衆用道路に、南側は宅地に囲まれています。

しかし、東側の農地は現在耕作されておらず、他農地への蚕食分断（さんしょくぶんだん）や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 4 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 続いて、議案第 4 0 号No. 2 については「議案第 4 1 号」と関連がありますのでまとめて事務局の説明を求めます。

事務局： これらの案件は、農地法第 4 条第 1 項及び農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地及び駐車場に転用しようとするものです。
場所は、議案第 3 9 号の北側です。

事務局：（議案朗読）

議 長： 現地調査をした 7 番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 3 月 1 2 日午前 9 時から、事務局、影山委員、増子推進委員と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を宅地と山林に、東側を広域農道に、西側を山林に、南側を原野に囲まれています。申請地はすでに砂利が敷かれ駐車場として利用されている状況でした。しかし、事務局から説明があったとおりの経過、及び顛末書も提出されており、農地の蚕食分断（さんしょくぶんだん）や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

9 番委員： 字非設定人の住まいの山崎とは郡山ですか。

事務局： 三春町です。

議 長： ほかに質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 4 2 号

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議 長： 「議案第 4 2 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 農用地利用最適化計画（案）について説明

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、異議無しとすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第12回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和5年度第12回三春町農業委員会を午後4時35分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

1 番委員 増子 弘子

2 番委員 山口 陽一
